

高畠町自治(部落)公民館

施設整備補助金



の流れ

— 申請・問合せ先 —

高畠地区公民館	52-4492
二井宿地区公民館	52-1001
屋代地区公民館	52-0069
亀岡地区公民館	52-0501
和田地区公民館	56-3006
生涯学習館	57-3505

全ての施設に、申請書を備え付けてあります。

前 年 度

各部落公民館

①「予算計上願い」の提出（8月末日まで）

- 1, 予算計上願い…「様式1」
- 2, 見積書(概算見積書)
- 3, 新築の場合…「自治公民館新築にかかる補助金額計算表」

※申請件数が多数の場合、申請団体間の調整会議を開催

★ 各地区公民館
★ 社会教育課
(中央公民館)

補助金予算化
議会の議決

②予算化になった旨の通知

※「補助金申請書」の準備をしてください。

各部落公民館

※ 注 意 ※

災害による緊急工事を除き、前年度において申し出により予算化したもの以外は、工事を施工されても「補助事業」の対象とはなりませんので、事前に計画の申し出をお願いします。

各部落公民館

施工年度

③補助金交付申請書の提出

※ 申請書類の内訳（2部提出 ← 1部コピー可）

- 1, 補助金交付申請書…「様式2」
- 2, 事業計画書…「様式3」
- 3, 収支予算書…「様式4」
- 4, 見積書及び設計図書（1部）
- 5, その他関係書類（1部）

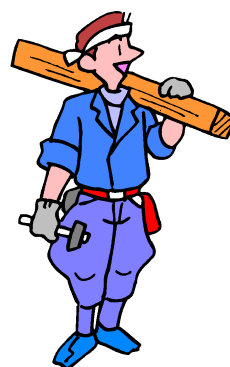
★ 各地区公民館

★ 社会教育課

（中央公民館）

④補助金交付決定通知書の送付

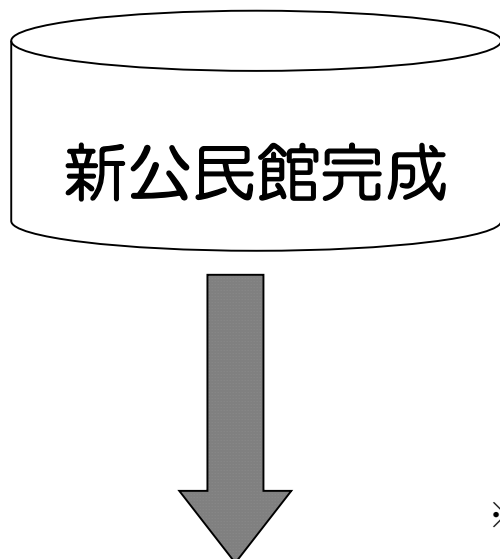
- ※ 決定を受け、初めて工事の着工が認められます。
- ※ 決定通知前は、絶対に事前着工は行わないでください、事前着工があった場合は、補助対象外になる場合もあります。



⑤工事の着工

- ※ 建築業者との工事請負契約を締結してください。
- ※ 着工前、施工前、完成時の写真は、必ず撮影してください。（町へは、実績報告の際に、完成写真のみ提出）

各部落公民館

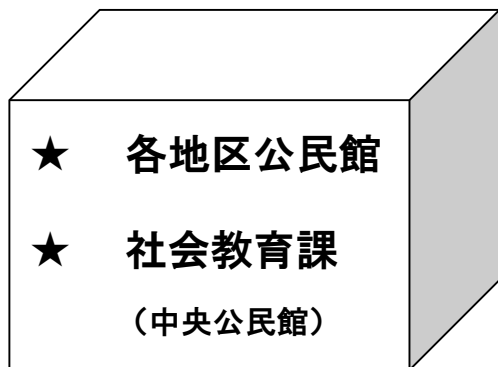


⑥実績報告書の提出

※報告書類の内訳（2部提出 ← 1部コピー可）

- 1, 実績報告書…「様式5」
- 2, 事業実績書…「様式3」
- 3, 収支決算書…「様式4」
- 4, 工事請負契約書の写し
及び完成写真（1部）
- 5, 補助金振込依頼書…「様式6」

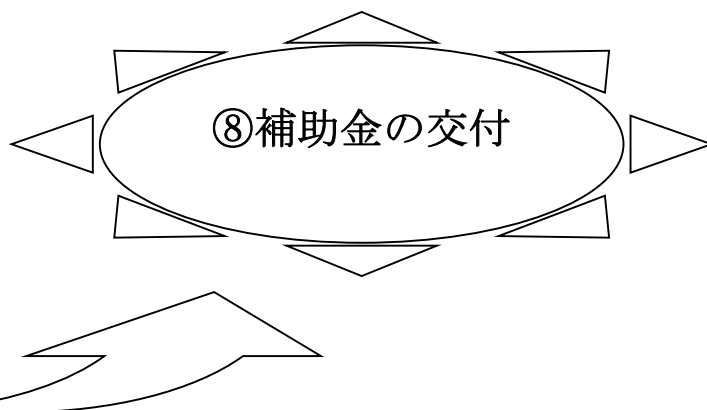
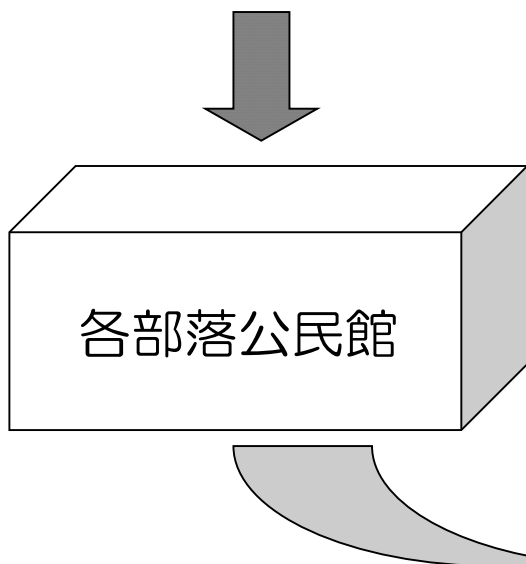
※報告書は、建物の引渡し後に提出してください。



⑦完成検査（現地確認検査）

※実績報告書の審査後、日程調整のうえ
現地確認をさせていただきます。

※立会いは、申請代表者のほか施工業者の方
（任意）の出席をお願いします。



検査後、約2～3週間後に補助金を振込みます。
（補助金支払日は、毎月10日、20日、30日）

⑨補助金の額の確定（町より確定通知を送付します。）

※補助事業は、町の監査対象になりますので、後日のために書類は保存してください。